

要綱の定義	豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関する要綱 (本事業の対象者) 第5条 本事業の対象者は、豊田市に住民登録のある者又は豊田市が援護を実施する者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。 (1) 認知症、知的障がい、精神障がいその他の<u>精神上の理由又は社会的障壁^①</u>により、社会生活を円滑に営むために必要な意思の決定及び<u>社会参加するために必要な金銭管理その他の手段的活動^②</u>の確保の支援を要する者 (2) 前号に該当する者であって、当該課題に対し、<u>親族からの支援^③</u>又は<u>民間事業者が提供するサービスの利用による支援を受けること^④</u>が困難である者 (3) 本事業の支援の内容について<u>判断し得る能力を有していると認められる者^⑤</u>又は成年後見制度若しくは未成年後見制度を利用している者
作文の土台	豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関する要綱第5条は、「日常生活自立支援事業実施要領第4条第1項ア」の造りを参考に作文。
解説	① 社会福祉法第2条第3項第12号(福祉サービス利用援助事業)及び障害者基本法第2条第1項の文言を参照。困窮や孤独孤立、身体障害等によって生じる「精神上的不安定さ」も含むために、「精神上的理由」という文言にするとともに、「社会的障壁」を併せる形とした。 ② 金銭管理などいわゆる身元保証として必要となる事項を示す。 ICFの定義から、「活動」と「参加」という語句を引用。 手段的日常生活動作(IADL)の手段的(Instrumental)を頭に付けることで、単なるADLは除外。 また、社会「参加」に必要な「手段的活動」ということで、掃除や洗濯などのIADLを除外。 ③ 身寄りを頼ることができない人を対象とするため。 ④ 民業圧迫を回避するため、民間サービスの利用を優先するため。また、自助を優先するため。 ⑤ 介護保険等のサービス利用をしている場合、サービス利用契約による内容や効果を理解して契約を締結し、同サービスを受領しているものと推定できる。 当該サービスの延長線上にある契約(日常的な範囲で必要となる金銭管理等)についても、丁寧な説明を前提として、本人がその内容を理解することに特段の支障はないものと解される。
事業内での対象者の確認方法	<参考：豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関する要綱 別添1及び様式第1号> 福祉の専門性や経験を有する者が、利用希望者を面接し、チェックリストに該当する場合は、利用登録できる。 →総合事業の利用開始を準用。

要綱の定義

豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関する要綱

(定義及び事業内容)

第3条 前条の「地域生活意思決定支援事業（以下「本事業」という。）」とは、豊田市が次項及び第3項に掲げる事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える市民に対する意思の決定及び社会参加に必要な手段的活動の確保の支援を一体的かつ包括的に提供する事業をいう。

(略)

3 市長が指定する者は、地域住民等と支援関係機関との連携による支援体制の下、次に掲げる事業（以下「生活基盤サービス事業」という。）を行うものとする。

(1) 日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な手続又は費用の支払に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに必要な便宜の供与として別に定めるものを行う事業（以下「日常的金銭管理サービス事業」という。）

豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に関する要綱

(事業内容)

第3条 本事業は、市長が指定する者（以下「生活基盤サービス事業者」という。）が、地域住民等と支援関係機関との連携による支援体制の下、次に掲げるサービスを実施する。

(1) 日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な手続又は費用の支払に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに必要な便宜の供与として別添1に定めるサービスを行う事業（以下「日常的金銭管理サービス事業」という。）

別表1（第3条関係）

サービスの種類	サービスの内容
日常的金銭管理サービス	(1) 日常的金銭管理 ・ 本人が行う金銭管理や各種支払いに対する見守り・助言 ・ 日常生活に必要な範囲での金銭について、一時的な預かり（預金通帳の管理を含む）と本人への受け渡し ・ 福祉サービスの利用料や医療・入院費、税金、社会保険料、公共料金、日用品などの支払いと関連する手続（自動振替手続を含む） (2) 手続等支援（加算による実施） ・ 預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続きに対する同行 ・ 日常生活に必要な事務に関する手続 ・ 年金及び福祉手当の受領に必要な手続

作文の土台	○ 豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関する要綱第3条は、「社会福祉法第106条の4第2項（重層的支援体制整備事業）」との造りを参考に作文。 ○ 豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関する要綱第3条第3項及び豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に関する要綱第3条は、「社会福祉法第2条第3項第12号（福祉サービス利用援助事業）」の造りを参考に作文。
代理権	（１）日常生活に必要な範囲の金銭に対する維持・管理（預金通帳の管理を含む） ○ 日常生活範囲の金銭管理に関する代理行為（維持・管理）は契約書に記載。また、個別支援計画に記載した内容以外の支援、例えば事業者の判断のみで行使（処分）はしないことにしている。 ○ 現状では、預貯金の払い戻し（出金・引き出し）の代理権まで付記していない。金融機関の理解が得られないことが大きな理由のひとつ（仮に委任契約したとしても、金融機関で代理権設定できない）。 ○ そのため、現在の２つのモデルケースでは、（１）意思決定支援のうち意思の実現支援の過程として、本人が払い戻し（出金・引き出し）するための助言や同行を行う、（２）日常生活自立支援事業と併用して、預貯金の払い戻し（出金・引き出し）の部分だけを社協が対応する、といった支援を実施している。 ○ 特に、認知症高齢者で出歩くことが困難な方や、身体障害やひきこもりなどで本人が金融機関まで出向くことができない場合の対応が課題になる。 ○ この点について、代理権に関する議論のほかに、例えば、キャッシュカードでの払い戻し（出金・引き出し）の論点をリスク管理と併せて検討する余地があるのではないか。 ○ また、ヘルパーとの役割整理（cf. 老振発0330第2号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の一部改正について）や、障がい福祉サービスの本来業務との整理（cf. 障発0330第6号「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」の一部改正について）が必要。 （２）福祉サービス等の利用料や医療・入院費、税金、社会保険料、公共料金、日用品などの支払いと関連する手続き ○ 日常生活自立支援事業を準用する形で実施。 ○ ただし、十分に整理できているとは言えず、行政手続き（特に福祉・介護関係）は本人の使用者として対応できることが多い。 ○ また、ケアマネジャーや地域包括支援センターは、介護関係の手続きを代行（本人の使用者）している現状があるため、これらの役割との整理が必要。 ○ 一方で、相談支援専門員、また市委託の相談支援センター等の障がい分野では、介護分野以上に柔軟に手続き関係の支援を対応している現状があるため、対象者施策による分野の違いも整理の際に考慮必要。

要綱の定義

豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関する要綱

(定義及び事業内容)

第3条 前条の「地域生活意思決定支援事業（以下「本事業」という。）」とは、豊田市が次項及び第3項に掲げる事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える市民に対する意思の決定及び社会参加に必要な手段的活動の確保の支援を一体的かつ包括的に提供する事業をいう。

2 市長は、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 地域生活課題を抱える市民であって、精神上的理由又は社会的障壁により社会生活を円滑に営む上での意思決定に困難を有する者に対し、地域住民等と支援関係機関との連携による支援体制の下、訪問による選好及び価値観の把握、意思の表出及び形成に必要な情報の提供及び支持その他意思決定のために必要な便宜の提供として別に定めるものを行う事業（以下「意思決定フォロー推進事業」という。）

豊田市意思決定フォロー推進事業の試行的運用に関する要綱

(意思決定支持者の活動)

第6条 意思決定支持者は、本人と同じ住民の立場から、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 本人への定期又は随時の訪問
- (2) 本人の地域生活に対する意思・選好及び価値観の把握
- (3) 意思の表出及び形成に必要な情報の提供
- (4) 本人の意思決定の後押しを行うこと
- (5) その他、本人の意思決定に関すること

作文の土台

- 豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関する要綱第3条は、「社会福祉法第106条の4第2項（重層的支援体制整備事業）」の造りを参考に作文。
- 豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関する要綱第3条第2項は、「社会福祉法第106条の4第2項第2号（参加支援事業）」の造りを参考に作文。
- 豊田市意思決定フォロー推進事業の試行的運用に関する要綱第6条は、「いくつかの市町村で実施されている介護サービス相談員派遣事業の要綱」の造りを参考に作文。

本人確認欄		事務局確認欄	
-------	--	--------	--

フォロワー名

分

- ☐ 本人の自宅・施設を訪問し、コミュニケーションをとった
- ☐ 本人と一緒に外出した
- ☐ 本人と一緒にお金を下ろした
- ☐ 本人と一緒に買い物をした
- ☐ 本人と一緒に情報収集をした
- ☐ 本人と一緒に話し合いをした
- ☐ 本人と一緒に関係者との話し合いをした
- ☐ その他（

※ チェックした活動について、場所や内容等について記載してください。

